

# 学校いじめ防止基本方針



## 教職員必携

旭川市立春光台中学校  
平成26年4月  
(令和2年4月改定)

# 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で

相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童生徒等、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

## (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたり傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学

- 習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織<sup>3</sup>の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

## 第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの防止にかかる目標と具体的な手立て

#### ◇今年度の目標・指標◇

##### (1) 【校内体制の整備】

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないように、本校の実情に合わせていじめ問題への対応体制を確立する。

##### (2) 【いじめ防止教育の推進】

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにする。

##### (3) 【早期発見・対応】

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護するとともに、迅速に誠意ある対応をする。

##### (4) 【地域社会との連携】

学校・家庭・地域住民・その他の関係者等の連携のもと、いじめの問題を克服する。

#### ◇具体的な手立て◇

##### (1) いじめについての共通理解

「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気の醸成を進め、十分理解させるよう根気強く指導を徹底する。

##### (2) 生徒の主体的な活動の推進

- ①生徒会を中心に、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- ②相談箱を置くなどして生徒同士で悩みを聞き合う活動など、生徒自身の主体的な活動を推進する。
- ③ボランティアなどの主体的な活動を推進することにより「自己有用感」を高める。

##### (3) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ①運動や読書、誰かに相談するなどでストレスに適切に対処できる力を育む。
- ②自己有用感、自己肯定感を育む道徳教育、人権教育、生活体験・体験活動の充実

##### (4) 授業改善

- ①授業中に生徒の不安や不満が高められていないかという観点から、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業作りを基本とする。
- ②心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事・特別活動に主体的に参加・活躍できるような授業や集団創りを行う。

##### (5) いじめの防止等のための対策に係わる人材の確保

- ①教職員の目が行き届き、生徒一人ひとりに対してきめ細かく対応できる環境を整備する。
- ②心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者、弁護士など、外部専門家等の活用を推進する。

## (6) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上

- ①いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題や教職員のカウンセリング能力等の向上に関する研修を充実させる。
- ②体罰については暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、体罰によらない指導の徹底を図る。
- ③PDCAサイクルにより、学校いじめ対策組織を中心に計画的に「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを図る。

## (7) 学校評価

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ②いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ③学校運営協議会において幅広く評価を受け、その評価を反映する。

## 2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。
- 生活・学習Acitサミットで協議された内容等を小中学校で連携して共有する。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。【いじめ根絶運動の実施】

### 本校の取組

#### 【いじめ根絶運動】改め【メニメニSKDプロジェクト】について（R元年度）

##### 1. ねらい

- ・「笑顔あふれる学校」にするために、「知恵・勇気・優しさ」の観点から半年の学校生活を振り返り、自分達ができることについて考え、自らの手でより良い学校を作ろうとする意識を高める。
- ・生徒会本部として、より良い学校を生徒全員で作っていこうという思いを広げる。
- ・いじめをなくすために、思いやりの気持ちを大切にする態度を育む。

##### 2. 活動内容

- ①メニメニSKD集会（通称：メニメニ集会）に向けて（事前：11／22（金）学級での道徳 1h）

##### 【目的】

笑顔あふれる学校を作るために、自分ができることを考える。

##### 【具体的な内容】

- (1)「知恵・勇気・優しさ」の観点から半年を振り返り、個人・学級としての現状を考える。
- (2)笑顔あふれる学校にするために、具体的にどんなことをしたいかを一人一人が考え、決意表明を作成する。
- (3)小グループで意見を交流し、グループとしての宣言をまとめるとともに、各学年ごとに意見交換会を開催する。

## ②メニメニ集会（11／29全校集会のあと、引き続き実施する）

### 【目的】

生徒会本部として、より良い学校を生徒全員で作っていこうという思いを広げる。

### 【具体的な内容】

#### ①メニメニ集会の趣旨説明

#### ②全校縦割りグループ活動

- ・笑顔あふれる学校にするために、具体的にどんなことをしたいかを交流し、グループとしての意見をまとめる。

### 【進め方】

#### ①学年縦割りのグループを作る。

10～12人程度のグループ×30グループ

(1組A、B…H、Iグループ)

#### ②2年生がリーダー役となり、話し合い活動を進める。

- ・自己紹介（年・組・氏名）
- ・プリント（事前の道徳で使用）を参考にして、意見を発表する。
- ・グループ内の意見をまとめる（記録用紙に記入）

#### ③生徒会本部役員が数グループのまとめを発表する。

#### 3. その他

- ・全員の決意表明は、生徒会本部が掲示物として完成させ、廊下に掲示する。
- ・個人の決意表明については、どれくらい達成できているかを定期的に振り返機会をつくる（朝読書の時間）。生徒自身が日常的に目標を意識して生活をしその都度振り返ることで、全体でより良い学級、学校づくりに向けた意識をめでていきたい。
- ・メニメニ集会でグループごとにまとめた用紙は、集会後に生徒会役員で更にまとめて全校生徒の目に触れるようとする。
- ・例年、いじめ根絶標語コンクールを開催していたが、今年度は名称を改め、笑顔あふれる学校をつくるための標語を全校生徒から募集する。

## 3 いじめ対策委員会の設置

学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、いじめ対策委員会を設置します。

### ア 設置の意義

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

### イ 設置の留意事項

- 次のことを踏まえて、いじめ対策委員会を構成する。

- ・自校の複数の教職員により構成する。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加える。
- ・「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から、学校の実情に応じて決定する。
- ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。

- 次のことを踏まえて、いじめ対策委員会の体制を整備する。
  - ・管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
  - ・全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
  - ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と緊急時の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制
- いじめ対策委員会の役割に次のことを位置付ける。
  - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
  - ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
  - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
  - ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容の情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
  - ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
  - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
  - ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割

## 4 いじめ防止の取組

学校は、児童生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

### ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できる取組を進める。

### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進める。
- 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。

- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

#### ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

### 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

#### 保護者の役割

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いで、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

#### 【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

#### 【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

## 6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込みず、直ちにいじめ対策委員会において情報を共有し、組織的に対応します。

### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

### イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

### ウ いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

## エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

## 保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支えることが大切です。

## 7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でのいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

## 8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

## 9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ対策委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じ、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないとことなどを指導することが必要です。

## 11 学校いじめ防止プログラム

学校は、自校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発します。

- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

学校は、教育委員会が作成する、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 学校いじめ対策組織を中心に、P D C Aサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。（再掲）
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

# 主な相談窓口

## ◆旭川市子ども総合相談センター

<住所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

## ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<住所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎）

<電話番号>

0120-007-110（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

月～金 8:30~17:15

## ◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<住所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

## ◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45~17:30

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立春光台中学校

TEL 54-5610